

政治倫理の確立に関する決議（案）

嘉麻市政治倫理条例については、合併年度の平成 18 年度に議員自らが提案者となり、地方自治の本旨に則り、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己及び親族又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい理解を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の運営を確保することを目的として制定された条例であります。

その第 2 条では、「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を実証しなければならない。」と定められております。

しかし、政治倫理審査会の意見書で、昨年度の審査会の意見書の中で指摘した議員 1 名が国民年金への加入の義務を怠っていた件について、本年度の資産等報告書には記載がなく、審査会として当該議員に照会をしても期限までに回答が得られず、条例第 2 条の趣旨に反するので、速やかに所要の行動をとられることを強く求めるとの厳しい指摘がなされたことは、誠に遺憾であります。

また、一部市民の皆様からも、議員 1 名の資産等報告書に対する住宅新築資金の滞納、借入金の未記入、さらには国民年金未納の問題について 63 人の連署をもって政治倫理審査会に審査請求がなされておるところであります。

さらには、議会に対しても、政治倫理条例に違反した行為に対して、自浄作用を求めるとの要請もあっております。

これらの指摘は、公職の立場にある議員としての自覚、さらには議会としての自浄作用を促すものであります。

よって、嘉麻市議会としては、指摘を受けた議員には、信頼を回復すべく、自ら誠意な態度をもって対応することを強く求めるとともに、上記の指摘を議員個人の問題としてだけ捉えるのではなく、議会全体の問題として捉え、政治倫理条例の目的である、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を実証すべく、公職の立場にある議員としての役割を再確認するとともに、慣れ合いになることなく、議員相互間でチェックをし合いながら、政治倫理の確立のため一層の努力をするものであります。

以上、決議する。